

発議第 5 号

教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和2年3月13日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

## 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書

「1年単位の変形労働時間制」は、「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」とあわせ平均で1日当たり8時間に収める制度である。しかし、人間の心身は、「繁忙期」の疲労を「閑散期」に回復できるようにはなっていない。「1年単位の変形労働時間制」は、人間の生理に合った「1日8時間労働」の原則を破る労働時間制の改悪である。

政府は、学期中を「繁忙期」とする代わりに、夏などに教員の休みを増やすというが、学期中を「繁忙期」にすること自体が教員の働き方をさらにひどくする。これまで午後4時45分終了をめどに設定されてきた会議が6時、7時まで可能となることで、教員からは「授業準備などができない」という不安の声があがっている。

今の学校は子どもの夏休み中も連日のように業務があり、年次有給休暇の消化すらできないのが現状である。長時間労働を解消するどころか、平日の長時間労働を固定化し、助長しかねない。

学校は、子どもの現状などで臨時的な対応が絶えず求められる職場である。しかし、この制度は、最低でも向こう30日間の日々の労働時間を、その初日の1ヶ月も前に決め、途中での変更が許されない。8割の教員が、こうした制度は「現実的ではない」と答えている（「連合」調査）。勤務時間を超えて働いた分、別の日の勤務時間を減らすという「勤務の割り振り変更」も認められなくなる。

制度改正の前提は、勤務時間のまともな管理である。政府も「勤務時間管理が徹底されていなければ導入することはできない」と国会で名言しているが、学校職場の実態は、残業代ゼロの教育公務員給与特別措置法のもとで管理を行わない慣習さえみられる。また、現行法では、制度導入に職場ごとの過半数の労働者の同意が必要だが、法案では各自治体の条例で定めるとされ、教員の意思が無視される恐れがある。

いま、必要なのは、夏の業務を大幅に削減し、基本的に教員の義務的な業務が入らない、学校閉庁日等の休暇を取得しやすい期間に設けることや、休日出勤や超過勤務に対する代休確保を厳格に行うことであり、抜本的には教職員を大幅に増やすことである。

「1年単位の変形労働時間制」には、公立小中学校を擁する市区町村教育長も42.2%が導入に反対し、賛成は13.6%にすぎない（「日本教育新聞」2019年1/7号）。北海道は条例改正をせず、各高等学校でも導入しないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

【提出先】  
北海道知事